

総行選第54号

平成29年5月31日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第192回国会において成立をみた公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号。以下「改正法」という。）は、平成28年12月2日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下「施行期日政令」という。）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が、それぞれ平成29年政令第152号及び第153号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令の改正は、改正法による公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に関する事務の合理化、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認等について、所要の規定の整備を行うことを目的として行われ、改正令は、改正法の施行の日（平成29年6月1日）から施行することとされました。

また、今回の公職選挙法の改正に伴い、公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が平成29年総務省令第41号をもって、本日公布され、改正法の施行の日（平成29年6月1日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）、改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）及び改正規則による改正後の在外選挙執行規則の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願い

いします。

記

第1 選挙人名簿の登録制度の見直しに関する事項

- 1 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（以下「法」という。）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により毎年3月、6月、9月及び12月（以下「登録月」という。）の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならないものとされたこと。（新令第14条第1項関係）
- 2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の縦覧制度の廃止に伴い、所要の規定の整備がされたこと。（新令第21条及び第22条関係）
- 3 市町村の選挙管理委員会は、法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならないものとされたこと。（新令第23条の16第1項関係）
- 4 公職選挙法施行令（以下「令」という。）第23条の17第1項に規定する在外選挙人証等受渡簿（以下「在外選挙人証等受渡簿」という。）の抄本は、登録月（登録月の1日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。）の2日及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日（以下4において「基準日」という。）に当該基準日現在の在外選挙人証等受渡簿に基づき、調製しなければならないものとされたこと。（新令第23条の17第2項関係）

第2 引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事項

- 1 当日投票及び期日前投票の場合
 - (1) 法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第44

条第3項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならないものとされたこと。（新令第34条の3第1項関係）

- (2) 投票管理者は、(1)の申請があった場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならないものとされたこと。（新令第34条の3第2項関係）
- (3) 市町村の選挙管理委員会は、(2)の照会を受けた場合には、直ちに、(1)の申請をした者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から提供を受けた同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならないものとされたこと。（新令第34条の3第3項関係）
- (4) 投票管理者は、法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあつては、その者について、(3)の市町村の選挙管理委員会の回答に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後に、投票用紙を交付しなければならないものとされたこと。（新令第35条第1項関係）

2 法第49条第1項の規定による投票の場合

- (1) 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が令第50条第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わって不在者投票施設の長若しくはその代理人が同条第4項の規定による請求をする場合には、同条第1項の選挙管理委員会の委員長に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならないものとされたこと。（新令第50条第5項及び新規則別記第9号様式の2関係）
- (2) 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第50条第1項、第2項又は第4項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、

都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、その者について、住民基本台帳法第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認しなければならないものとされたこと。（新令第53条第1項関係）

3 法第49条第2項の規定による投票の場合

(1) 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が令第59条の4第1項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければならないものとされたこと。（新令第59条の4第3項及び新規則別記第13号様式の6関係）

(2) 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第59条の4第1項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、その者について、住民基本台帳法第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認しなければならないものとされたこと。（新令第59条の4第4項関係）

4 法第49条第4項の規定による投票の場合

(1) 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員が令第59条の5の4第1項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければならないものとされたこと。（新令第59条の5の4第3項関係）

(2) (1)の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申出をした特定国外派遣隊員について令第59条の5の4第5項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申出に係る確認を申請しなければならないものとされたこと。（新令第59条の5の4第6項及び新規則第13号様式の7の2関係）

(3) 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第59条の5の4第5項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第9条第3項の規定により当該選挙の選

挙権を有する者にあつては、その者について、住民基本台帳法第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認しなければならないものとされたこと。（新令第59条の5の4第7項関係）

第3 施行期日等に関する事項

- 1 改正令及び改正規則の規定は、改正法の施行の日（平成29年6月1日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条、施行期日政令、改正令附則第1条及び改正規則附則第1条関係）
- 2 第1の1に係る事項については、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以下同じ。）が改正令の施行の日（以下「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2条第1項関係）
- 3 第2に係る事項については、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2条第6項及び改正規則附則第2項関係）
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。